（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の一部改正）

第四十一条　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項中「国土交通大臣」の下に「、内閣総理大臣」を加える。

（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正）

第四十二条　教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

３　文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更するときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議するものとする。

（内閣府設置法の一部改正）

第四十三条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「推進」の下に「、こども（こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）第三条第一項に規定するこどもをいう。次条第一項第二十八号において同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた施策の推進」を加える。

第四条第一項中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八　こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する事項

第四条第一項第二十九号を次のように改める。

二十九　結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項

第四条第一項中第三十二号を第三十三号とし、第三十一号を第三十二号とし、第三十号を第三十一号とし、第二十九号の次に次の一号を加える。

三十　子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第一条に規定する子ども・若者育成支援に関する事項

第四条第三項中第二十六号の二から第二十七号までを削り、第二十七号の二を第二十七号とし、第二十七号の三から第二十七号の六までを削り、第二十七号の七を第二十七号の二とし、第二十七号の八を第二十七号の三とし、第四十六号を削り、第四十七号を第四十六号とし、第四十八号から第五十四号までを一号ずつ繰り上げ、第五十四号の二を第五十四号とし、第五十四号の三を第五十四号の二とし、第五十四号の四を第五十四号の三とし、第五十四号の五を第五十四号の四とし、第五十四号の六を第五十四号の五とし、第六十二号を第六十三号とし、第六十一号の次に次の一号を加える。

六十二　こども家庭庁設置法第四条第一項に規定する事務

第十一条中「第四条第一項第二十六号」を「第四条第一項第二十五号」に改める。

第十一条の二中「第四条第一項第二十七号及び第二十八号」を「第四条第一項第二十六号及び第二十七号」に、「第四条第三項第二十七号の二」を「第四条第三項第二十七号」に改める。

第十一条の三中「第四条第一項第二十九号及び第三項第二十七号の三から第二十七号の六まで」を「第四条第一項第二十八号から第三十号までに掲げる事務、同条第二項に規定する事務（こども家庭庁設置法第四条第三項の規定によりこども家庭庁の所掌に属するものに限る。）及び第四条第三項第六十二号」に改める。

第十五条第二項及び第十六条第二項中「及び消費者庁」を「、消費者庁及びこども家庭庁」に改める。

第三十七条第三項の表子ども・子育て会議の項を削る。

第四十条第一項中「、子ども・子育て本部」を削り、同条第三項の表子ども・若者育成支援推進本部の項、少子化社会対策会議の項及び子どもの貧困対策会議の項を削る。

第四十条の四第一項中「第四十七号」を「第四十六号」に改める。

第四十一条の二を削る。

第四十一条の三第一項中「第四条第一項第三十号」を「第四条第一項第三十一号」に改め、同条を第四十一条の二とする。

第六十四条の表に次のように加える。

こども家庭庁	こども家庭庁設置法

附則第四条の三中「第四十一条の三第一項」を「第四十一条の二第一項」に改める。

（文部科学省設置法の一部改正）

第四十四条　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十二号中「、学校給食及び災害共済給付（学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。）」を「及び学校給食」に改め、同項第四十二号中「内閣府」を「こども家庭庁」に改める。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第四十五条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関すること。

第四条第一項中第七十四号から第八十号の二までを削り、第八十一号を第七十四号とし、第八十二号を第七十五号とし、第八十三号を削り、第八十四号を第七十六号とし、第八十五号を第七十七号とし、同項第八十六号中「第八十一号、第八十二号及び前二号」を「第七十四号から前号まで」に改め、同号を同項第七十八号とし、同項中第八十七号を第七十九号とし、第八十八号を第八十号とし、第八十九号を第八十一号とし、第八十九号の二を第八十二号とし、第八十九号の三を第八十三号とし、第八十九号の四を第八十四号とし、第九十号を第八十五号とし、第九十一号から第九十六号までを五号ずつ繰り上げ、第九十六号の二を第九十二号とし、第九十七号を第九十三号とし、第九十八号から第百号までを四号ずつ繰り上げ、第百号の二を第九十七号とし、第百一号を第九十八号とし、第百二号から第百四号までを三号ずつ繰り上げ、第百四号の二を第百二号とし、第百五号を第百三号とし、第百六号から第百十一号までを二号ずつ繰り上げる。

第六条第二項中

「成育医療等協議会 旧優生保護法一時金認定審査会 アルコール健康障害対策関係者会議」	を「アルコール健康障害対策関係者会議」

に改める。

第七条第一項第四号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）」を削る。

第十三条の二の三及び第十三条の二の四を削る。

第十八条第一項を次のように改める。

地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第九号から第十六号まで、第十七号、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十三号、第三十七号から第四十号まで、第七十四号から第八十一号まで、第八十五号から第九十二号まで、第九十四号から第九十七号まで、第九十九号、第百一号及び第百九号に掲げる事務を分掌する。